公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５７号
青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字栗ノ木沢８番地１
債務者　中山　宏子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目７番20号　若柳荘202、従前の住所宮城県栗原市若柳字川北元町裏332番地
債務者　鈴木めぐみ
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
仙台市太白区諏訪町２番８―702号
債務者　齋藤　正志
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
茨城県ひたちなか市東石川１丁目21番８号
債務者　沼田　弘道
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２８号
茨城県ひたちなか市大字高場1431番地４
債務者　沼田　勝弘
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６号
茨城県水戸市新原１丁目23番１棟406号　県営新原アパート
債務者　黛　　昌朗（旧姓倉持）
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４３号
茨城県水戸市本町２丁目１番34―302号
マ・トール水戸本町
債務者　千葉　優子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目261番地２
ツインズ前平101号室
債務者　林　　浩章
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５０９号
京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町445番地　メゾンサイタ506、前住所京都市伏見区南新地57番地４　クレアール南503
債務者　粟田　美咲
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
京都市南区上鳥羽高畠町69番地、前住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号
債務者　川﨑　　悟
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
兵庫県姫路市新在家本町４丁目６番１号　ジュネス新在家203
債務者　河本　考史
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６０号
広島市佐伯区五日市３丁目２番７―201号
債務者　上本　　徹
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５７号
福岡市早良区田村１丁目８番31―101号
債務者　市川八榮子（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９０号
福岡市早良区飯倉３丁目46番40―３号
債務者　萬　　大輔
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６７号
福岡市中央区草香江１丁目５番２号
債務者　森　　京子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７０号
福岡市南区井尻１丁目20番５号
債務者　樋口　恵子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部